

5 東彼杵町告示第121号

東彼杵町いきいき百歳体操等取組み補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年12月 4日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町いきいき百歳体操等取組み補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町いきいき百歳体操等取組み補助金交付要綱（令和4年告示第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第4条 補助対象経費はいきいき百歳体操等の実施及び団体運営に要する経費とし、補助金の額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>[削除]</p>	<p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第4条 補助対象経費はいきいき百歳体操等の実施及び団体運営に要する経費とし、補助金の額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号の金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</u></p>

### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。